

# オーストラリアにおける生物多様性オフセットに関する研究

田中 章研究室

0531121 近嵐 亮太

## 1. 研究の背景と目的

1999 年に米国の環境アセスメントをモデルとした環境影響評価法が日本で施行された。しかし、現在の日本の制度では、環境影響評価や同様のプロセスに位置づけられたミティゲーションもまだ改良すべき点が多い。加えて他国でも環境アセスメント制度が作られており、日本で主に研究されている米国以外の諸外国についても調査する必要がある。

一方、国際レベルでは 1992 年生物多様性条約では 2008 年 10 月現在、日本を含む 190 ヶ国と EC がこの条約に入り、2010 年 10 月に名古屋で開催される「生物多様性条約第 10 回締約国会議 (10th Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity, COP 10)」に向けて、世界の生物多様性を保全するための様々な取組が検討されている。オーストラリアでは米国で発展してきた「代償ミティゲーション」とほぼ同義である「生物多様性オフセット (Biodiversity Offset)」の利用を促すガイドライン「環境保護及び生物多様性保全法による環境オフセットの利用について (Use of Environmental Offsets Under the Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999)」が 2007 年にオーストラリア連邦政府より発行された。

そこで、本研究ではオーストラリアにおける「環境アセスメント制度」、「生物多様性オフセット」、「生物多様性オフセットバンキング」に関連する情報をまとめ、先の文献となることを目的とする。

## 2. 研究方法及び研究期間

本研究では、主にオーストラリア各政府による報告書を中心とした文献調査及びインターネット調査により、2008 年 5 月から 2009 年 1 月まで行った。

## 3. 研究結果

### 3 - 1 オーストラリアにおける環境アセスメント

オーストラリアでは、環境保護及び生物多様性保全法 (Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999, EPBC Act) により、重要な環境として絶滅危惧種と移動性生態系群落を含む 7 つの環境要因の保護が義務付けられている (表 1)。EPBC Act に基づく環境アセスメントは、国民、連邦の両方の行為において義務付けられている。事業提案者は、提案者及び提案した行為の要約、対象地、影響の予測される対象と範囲、そし

て提案されるミティゲーション方策を記入した申請書をオーストラリア環境大臣に提出し、オーストラリア環境大臣は申請を受け取ってから 20 日以内にアセスメントプロセスと EPBC Act における認可に関する決定を行う (図 1)。

表 1 EPBC Act における国内の重要な環境要因

	環境アセスメントが義務付けられる法的要因
1	絶滅危惧種と生態系群落 (Nationally threatened species and ecological communities)
2	国際条約に基づく移動性動物種 (Migratory species protected under international agreements)
3	ラムサール条約登録湿地 (Ramsar wetlands of international importance)
4	連邦海環境 (The Commonwealth marine environment)
5	世界遺産 (World Heritage properties)
6	国内遺産地 (National Heritage places)
7	核開発事業 (Nuclear actions)

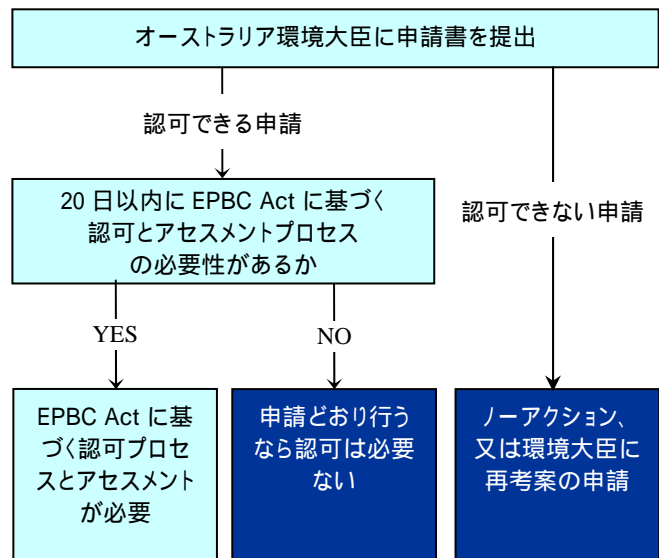


図 1 EPBC Act による環境アセスメントプロセス - 申請のフローチャート

### 3 - 2 オーストラリアにおける生物多様性オフセット

オーストラリアでは、環境アセスメントで明らかになった影響に対し行うミティゲーション方策として、ミティゲーションと生物多様性オフセットが用いられている。オーストラリアというミティゲーションとは、米国でいう「回避」と「最小化」であり、オンサイトで開発の影響のレベルを減少させるという定義を持つ。一方、生物多様性オフセットは、オフサイトにおいて影響を直接代償する直接的オフセット (米国でいう代償ミティゲーション) と絶滅危惧種に関する調査による貢

献といった生態系の保全に繋がる間接的オフセットという2種類の生物多様性オフセットが存在し、間接オフセットという米国には無い新しい概念があることが分かった。生物多様性オフセットは回避と最小化で軽減できない影響を代償するとされ、行為における影響は「回避」、「最小化」、「生物多様性オフセット」の順に開発の影響が軽減される。米国とオーストラリアのミティゲーションの比較を図2に示した。

負の環境影響の変動	優先順位	米国	オーストラリア
	↓	何もしない(行為をそのまま行う)	
		回避	ミティゲーション
		最小化	
		代償 ミティゲーション	生物多様性オフセット(直接的オフセット)
		-	生物多様性オフセット(間接的オフセット)

図2 米国とオーストラリアのミティゲーション方策の比較

### 3-3 オーストラリアにおける生物多様性オフセットバンキング

生物多様性オフセットバンキングとは生物多様性や自然植生の損失をまとめて効率的に行う仕組みであり、オーストラリアではニューサウスウェールズ州(NSW)で「バイオバンキング(Biodiversity Banking and Offsets Scheme)」そしてヴィクトリア州(VIC)で「自然植生ブローカー(BushBroker)」という生物多様性オフセットバンキング政策が行われている。NSWのバイオバンキングは、生物多様性価値をクレジット化し、環境アセスメントの際に環境影響に対するオフセットとして利用している。VICの自然植生ブローカーは、ランドオーナーの申請する領域をVIC政府が自然植生クレジットとして自然植生バンク(BushBroker register)に登録し、自然植生の減少に対するオフセットとして利用している(表2)。NSWのバイオバンキングは米国の貴重野生動物種のハビタット保全を目的とした「コンサベーションバンキング(conservation banking)」に、VICの自然植生ブローカーは米国のウェットランドの保全を目的とする「ウェットランドミティゲーションバンキング(wetland mitigation banking)」にそれぞれよく似た概念を持っている(表3)。

表2 ニューサウスウェールズ州(NSW)とヴィクトリア州(VIC)における生物多様性バンキング政策

	NSW	VIC
政策名	バイオバンキング (Biodiversity Banking and Offsets Scheme)	自然植生ブローカー (BushBroker)
仕組み	生物多様性バンキング (biodiversity banking)	自然植生クレジット登録及びトレードシステム (Native vegetation credit registration and trading system)
バンク	生態系バンク(biobank)	自然植生バンク (BushBroker register)
クレジット	生物多様性クレジット (biodiversity credits)	自然植生クレジット (native vegetation credit)
目的	生物多様性の価値の維持、又は改良	自然植生の質、そして/又は、量の増加

表3 米国のミティゲーションバンキングとオーストラリアの生物多様性オフセットにおける概念の差異

	米国		オーストラリア	
			NSW	VIC
仕組み	ミティゲーションバンキング		生物多様性オフセットバンキング	
	コンサベーションバンキング	ウェットランドミティゲーションバンキング	生物多様性バンキング	自然植生クレジット登録及びトレードシステム
目的	貴重野生動物種のハビタット保全	ウェットランド保全	生物多様性価値の維持、又は改良	自然植生の質、そして/又は、量の増加

### 4. まとめと考察

本研究で、オーストラリアにおける「環境アセスメント」、「生物多様性オフセット」、「生物多様性オフセットバンキング」の存在が明らかになった。現在オーストラリアにおける生物多様性オフセットバンキング政策はNSW、VICの2州において確認されており、オーストラリア連邦政府が生物多様性オフセット政策を取り入れたことを考えると、近年の内に連邦又は州において生物多様性オフセットバンキング政策の導入が考えられることから継続した研究が必要だろう。

1992年に生物多様性条約が作られ国際的にも生態系保全の意識が高まっている中、今回研究を行ったオーストラリアでの生物多様性オフセットのように各国間で生態系の保全対策がとられる様になってきている。COP10の開催国である日本にも、2008年度に新しくできた生物多様性基本法に基づく法律やガイドラインの作成を期待したい。

#### 【主要参考文献】

Department of the Environment and Water Resources(2007)  
Use of environmental Offsets Under the Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999, 21pp.